

第 6 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成25年11月 1 日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成25年11月1日(金曜日)

午後1時29分開議

午後2時34分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①平成25年度新規就農者の状況について
- ②平成24年度野生鳥獣による被害状況について
- ③「くまもと里モンプロジェクト」の進捗状況について

出席委員(8人)

委員長 田代国広
副委員長 緒方勇二
委員 村上寅美
委員 吉永和世
委員 西 聖一
委員 泉 広幸

欠席委員(2人)

委員 前川 收
委員 早田 順一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 梅本 茂
政策審議監 豊田 祐一
経営局長 濱田 義之
生産局長 渡辺 弘道
農村振興局長 大石 二郎
森林局長 岡部 清志
水産局長 鎌賀 泰文
農林水産政策課長 田中 純二
団体支援課長 山口 洋一

首席審議員兼

農地・農業振興課長 船越 宏樹
担い手・企業参入支援課長 國武 慎一郎
流通企画課長 西山 英樹
むらづくり課長 潮崎 昭二
農業技術課長 松尾 栄喜
農産課長 山中 典和
園芸課長 古場 潤一
畜産課長 矢野 利彦
首席審議員兼農村計画課長 荻野 憲一
技術管理課長 緒方 秀一
農地整備課長 小柳 倫太郎
森林整備課長 長崎屋 圭太
林業振興課長 小宮 康
森林保全課長 本田 良三
水産振興課長 平岡 政宏
漁港漁場整備課長 原田 高臣
全国豊
かな海づくり大会推進課長 平山 泉
農業研究センター所長 麻生 秀則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松尾 伸明
政務調査課課長補佐 板橋 徳明

午後1時29分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第6回農林水産常任委員会を開会いたします。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

報告については、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

まず、農林水産部長から総括説明を行い、続いて項目別に関係課長から説明をお願いします。

○梅本農林水産部長 大変お世話になります。海づくり大会は本当にありがとうございました。

初めに、去る26日、27日に開催いたしました「全国豊かな海づくり大会～くまもと～」におきましては、式典行事、それから会場歓迎・放流行事に、天皇皇后両陛下をお迎えいたしましたして、県内外からの招待者約3,000名御参加いただきました。

また、熊本市の中心市街地や各放流行事会場周辺での関連行事会場には、約6万7,000人の県民の方々に足を運んでいただきました。大会を通じ、本県の特色ある水産業の魅力や熊本の豊かな海を全国に発信することができたと思います。

委員の皆様方、本当に御指導・御協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、今回の報告事項の概要につきまして、委員長からありました3件でございますが、御説明をさせていただきます。

まず、新規就農者の状況でございます。新規就農者や農業法人などへの就職者の状況、あるいは青年農業給付金の受給状況について取りまとめができましたので、最新の状況を御報告させていただきます。

次に、平成24年度の鳥獣被害の報告状況でございますけれども、農産物及び森林への被害状況や鳥獣被害防止総合対策の状況につきまして、御報告をさせていただきます。

最後に、3点目でございますが、中山間地の振興を図る取り組みとして本年度スタートいたしました「くまもと里モンプロジェクト」の進捗状況につきまして、プロジェクトを開始した、スタートしたばかりでございますが、事業概要や補助事業の採択状況、今後の展開の方向性等について、御報告をさせていただきます。

詳細につきましては担当課長から説明させ

ますので、どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。ありがとうございます。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

新規就農者の状況について、概要を御報告させていただきます。

資料は、お手元に配付の農林水産常任委員会報告資料のうち、新規就農者の状況についてと題するものでございます。

表紙をめくっていただき、資料の1ページをお願いいたします。

県では、毎年5月1日時点で、前年の5月2日から1年間の県内の新規就農者数を調査しております。平成25年5月1日時点での調査では、枠囲みの中でございますが、新たに就農をされた方は337人と、前年と比較して57人、20%ほどの増となっております。

その内訳につきましては、中段のグラフをごらんいただきたいと思います。平成11年からの新規就農者数について推移をグラフ化したものでございますが、一番右端に平成25年分を記載しております。

まず、黄色に着色したUターン就農者につきましては、会社等の他産業に就職した後実家で就農された方でありまして、174人と最も多く、全体の半数以上を占めていて、前年の平成24年との比較では36人の増となっております。

また、緑色に着色した農業への新規参入就農者については、非農家出身者で新たに農業経営を開始された方や、あるいは農家出身であって、親の経営とは別に新たに農業経営を開始された方などですが、102人と全体の3割を占めており、前年度の比較では32人の増となっております。

一方、藍色に着色しておりますが、新規学卒就農者につきましては、学校等の教育機関を平成25年3月に卒業または修了し実家で就農された方ですが、61人であり、前年度の比

較では11人の減となっております。

なお、新規就農者数の全体としましては近年増加傾向にあります。内訳につきましては、新規参入就農者が増加している一方で、新規学卒就農者は減少しているという状況でございます。

次に、下段のグラフをごらんください。本年の新規就農者337人について地域別をグラフ化したものですが、玉名地域が75人と最も多く、次いで八代40人、熊本39人、球磨39人の順となっております。

資料の2ページをお願いいたします。裏面でございます。

このグラフは、新規就農者337人につきまして、年齢別の構成を示すものでございます。グラフの4行目が新規就農者全体の年齢別の構成ですが、26歳から40歳以下が最も多く、全体の51%を占めています。次いで25歳以下が27.6%、41歳から64歳以下が21.4%という順番になっています。

続きまして、2の農業法人等への就職就農者の把握状況でございます。

県内の農業法人等へ就職された方、いわゆる雇用就農者につきましては、枠囲みの中でございますが、本年の新規の雇用就農者は329人と、前年と比較して49人、18%の増となっております。また、中段のグラフのとおり、新規雇用就農者数は近年着実に増加しております。なお、新規雇用就農者329人のうち、昨年度までに本県に農業参入した企業71件への新規雇用は94人でございます。

続きまして、青年就農給付金の受給者との関係についてでございます。

青年就農給付金制度につきましては、昨年度スタートした制度ですが、就農前の研修期間と就農直後の期間に一定の要件を満たした方に対しまして、年間150万円の給付金を給付するというものであります。

なお、参考として、一番下のほうの、下段の右側の表に記載しておりますとおり、昨年

度の給付受給者の実績は400人と、北海道に次いで全国2位という状況でございます。

それでは、左側の表をごらんください。この表は、新規就農者及び雇用就農者における青年就農給付金受給の状況をまとめたものでございます。本年の新規就農者337人のうち、平成24年度において青年就農給付金を受給された方は、左側の新規就農者欄の4行目、計の欄にありますとおり98人でありますが、その内訳は、準備型が14人、経営開始型が84人となっております。

特に、新規参入就農者102人のうち、約6割に当たる61人が準備型ないし経営開始型の給付金の受給者であり、本制度が非農家からの就農や独立した就農を後押ししていることがうかがわれます。

また、表の一番下、雇用就農では、新規の雇用就農者329人のうち5人が準備型の給付金受給者となっております。

担い手・企業参入支援課の報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

むらづくり課からは、鳥獣被害の状況と「くまもと里モンプロジェクト」の進捗状況、2件につきまして報告申し上げます。

まず、鳥獣被害の状況についてでございます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、農作物の被害の概要でございます。

平成24年度におきます鳥獣による農作物の被害額は、前年度に比しまして2,500万円減少いたしまして、5億2,000万円となっております。2年連続減少をしております。

鳥獣の被害の割合につきましては、全体の63%がイノシシの被害になっております。それから次にカラスの19%、ヒヨドリ7%、猿5%、鹿が4%という状況です。

それを金額別にあらわしたのが右の上の被害金額の表でございます。全体は5億1,975万円の被害額でございます。イノシシが3億2,582万円、前年比8%減です。鹿が2,200万円余、4%の減、猿が2,700万円余、1%の減、カラスが8,170万円余、それから19%の減と。ヒヨドリだけが3,769万円と、対前年に比べまして152%増加をしております。

その増減の主な理由でございますが、イノシシ、鹿、猿の減少の理由といたしましては、これまで地域ぐるみで行っております電気柵などの防護柵の設置であるとか、地域で寄せつけない活動もやっておられます。そういう有害捕獲等、それからそういう地域の防止の対策、そういう効果が出てきているというふうに考えております。

それから、ヒヨドリの被害の増加につきましては、前年度に比べて飛来数が多かったということに起因しているものと考えております。

一番右の下のほうに、これまでの被害額の推移をグラフ化しております。平成22年で8億4,000万円余と過去最高のピークに達したわけですが、それに比べまして2年連続で減少をしております。どうにか全体的には増加に歯どめをかけられているのかなというふうに思っております。

2ページをごらんいただきたいと思っております。

地域別の被害額の推移でございます。熊本からずっと地域ごとに対前年に比べてのグラフになっております。対前年に比べまして被害がふえたところが、宇城、八代、鹿本で被害が増加をしております。ほかの地域では減少をいたしております。

イノシシは県下全域で被害を出しております。特に、熊本、阿蘇、玉名で多くの被害を出しております。猿が阿蘇、球磨、上益城等で多く被害を出しております。鹿が阿蘇、八代、球磨、こういったところで被害を出して

おります。

それから、カラスやヒヨドリなどの鳥類につきましては、熊本や宇城、八代、そういったあたりが多く出ているという状況でございます。

それから、その左下の円グラフでございます。作物別の被害金額を載せております。一番多いのが果樹でございます。特に、柑橘類やクリなどが多くの被害を受けておるようでございます。それから野菜が、キャベツやカボチャ、スイカ等を中心にこれも被害が多く出ております。それから稲、この3種類でかなりの被害の大部分を占めております。

5億2,000万というのは、まだまだ非常に高い水準でございますので、これからも全力で取り組んでいくという考えでございます。

次に、森林被害の概要でございます。20年度の被害の面積につきましては、推定でございますけれども、922ヘクタールの鹿によるこれは森林への新規の被害という面積でございます。球磨地域を中心に県南の地域で発生をしております。ここ5年間は1,000ヘクタール程度で推移をしている状況です。鹿につきましては、被害額の算定が現実的には非常に困難ということがございまして、被害の面積だけで把握をしているところでございます。

以上が被害の状況についてでございます。

3ページにつきましては、この鳥獣被害を食いとめるためにどういう対策を講じているかといったのを説明する部分でございます。

3ページの一番左に、対策と基本的な考え方ということで、本県では4本の柱を立てて対策に臨むということにしております。

まずは、被害の防除ということで、農地へ侵入させないという取り組みです。侵入防止柵の設置、追い払い等について対策を講じると。

それから2つ目には、生息環境の管理ということで、これはイノシシ等がなるだけ里に

おりてこないように、近づかせないようにするような取り組みでございまして、具体的には隠れ場の除去であるとか、放任果樹の除去、それから生息環境にも配慮した森林の整備といったような取り組みを進めるというものでございます。

それから、3つ目には、有害捕獲ということで、そういう防除でもなかなか効き目がない場合は、積極的に有害鳥獣の捕獲を進めるというようなこととございます。

なお、この捕獲の話につきましては、前回の委員会でも委員の方からいろいろ御意見が出ております。部長からもこの捕獲に関しては踏み込んだ対策を検討していきたいという発言もなされておりますので、現在捕獲の強化策について検討を進めているという状況でございます。

それから、4つ目の柱としましては、捕獲しました鹿やイノシシの特に肉を利活用できないかということで、ジビエを中心とした取り組み、利活用の取り組みを進めるというような考え方で進めております。

それから、真ん中にありますのは、特措法に基づく対策の実施ということで、特措法といいますのが、鳥獣被害防止特別措置法ということで、これは平成20年に議員立法で施行された法律でございまして、鳥獣被害の対策の実施主体は市町村というふうに定められております。国・県はそれを支援するというスタンスでございますけれども……。

この法に基づくメリットといたしましては、国の交付金を活用できる、あるいは鳥獣捕獲の許可を県から移譲してもらえ、それと単独の事業の予算については、特別交付税のかさ上げ措置がいただけると、そういったメリットがありますけれども、現在それに基づきまして、市町村のほうで被害防止計画を策定をしております。県下45のうち43の市町村で策定はされております。あと、未作成が長洲町と菊陽町でございますけれども、長

洲町は鳥獣被害がないということと、菊陽町も多少しかない、被害額が非常に少ないということで、この2つを除いては43の市町村で計画が定められております。

この計画に従いまして、市町村のほうで積極的に対策を講じておるわけでございますけれども、その取り組みに対して県のほうは支援をするということで、右のほうに県の支援策を整理しております。

まず、連携強化ということで、庁内に関係部局、環境生活部であるとか健康福祉部、それから地域振興局を構成いたします庁内プロジェクトで情報の共有化を図っております。

それから、農林業の被害対策としましては、まず地域が主体的に行います、イノシシ等が近づいてこないようなそういった取り組みの支援をしておりますし、必要に応じては展示圃あたりの設置も進めております。

それと、地域ぐるみで研修会をするということで、専門家等を現地に派遣して研修をするというような取り組みなどもやっております。

それから、市町村が行う被害対策への支援ということで、これはハードのほうになりますけれども、捕獲のわなであるとか、侵入防止柵の設置、あるいは肉の処理加工の施設、こういったハード整備に対する支援というのもやっております。

それから、森林被害につきましては、鹿の被害防止柵(ネット)の設置、それから鹿の被害後の植林放棄地に対する植栽、そういった取り組みを行っております。

それから、3番目には有害捕獲ということで、1つには、イノシシの捕獲隊に対しまして、1チーム当たり10万円の補助というのを、これは県と市町村で協力して交付をしております。

それから、捕獲の報奨金を、これも市町村と協力いたしまして、イノシシでは8,000円、猿では3万円、鹿では8,000円、そうい

う捕獲に対する報奨金を交付をしております。

それから、県内の一斉捕獲ということで、10月と3月にそれぞれ、九州脊梁山地ですね、福岡とか大分とか宮崎とか鹿児島、そこら辺の県境を中心といたしまして、鹿、イノシシの一斉捕獲を年2回やっております。

それと、わな捕獲の技術の研修等についても、年4～5回実施をしております。

それから、4番目の捕獲獣の利活用につきましては、ジビエ研究会というのを昨年立ち上げまして、これは猟師さんとかレストランとか、解体処理業者あたりで構成をしておりますけれども、イノシシや鹿の肉の料理を開発して消費者に食べてもらおうといったような消費拡大、そういった取り組みを進めているところでございます。

一応簡単でございますけれども、対策の内容はそういう3ページに大体説明した状況でございます。

4ページが、これはデータに関連するデータでございます。左の上には鳥獣の捕獲頭数を、過去4年間のデータを示しております。4年間で鹿が6万2,155頭、イノシシで9万頭以上ですね、猿で923頭といったような捕獲の状況でございます。

その右の表の上のほうは、狩猟免許の合格者数を過去4年間とったものでございます。

4年間で、受験者数1,520名に対して合格者数が1,387となっております。

その下が、狩猟免許を所持している所持者の数でございます。24年度現在で4,928名の方がわな猟の免許、あるいは銃猟の免許を所持されているという状況でございます。

その下、真ん中の表が、侵入防止柵の設置状況でございます。これは国の交付金を使いまして、21年度から本格的に設置を進めております。4年間でトータルをいたしますと、1,290キロメートル分を設置しているという状況です。

その下が、鹿の被害防止ネットの設置状況です。これは国庫事業であるとか、水森の税を活用しまして、4年間でこれも1,424キロメートルにわたる設置をしているという状況でございます。

資料の説明は以上でございますけれども、きょうは別途「鳥獣被害対策の手引き」というパンフレットをお手元に配付をしております。なぜ鳥獣が里に近づいてくるのか、農地に侵入してくるのかとか、あるいはそういったことに対してどう対応していったらいいのか、そういったのをわかりやすく整理した手引でございます。いろいろな市町村担当者であるとか、現場での研修会等々で活用している手引でございますので、これは参考にござんたいと思います。

以上が鳥獣被害の状況でございます。

続きまして、「くまもと里モンプロジェクト」の進捗状況について御説明をいたします。

資料説明の前に、ちょっとこのプロジェクトの紹介をいたしますと、一つは部長の挨拶でも触れられましたけれども、これは本年度の新規の取り組みでございまして、農林水産業の多面的機能に着目したものでございます。9月議会での西委員の代表質問に対しまして知事の答弁であるとか、部長答弁にも出てきたプロジェクトでございます。

今後、中山間地の振興対策の柱といたしまして積極的に推進していくということから、今回内容の御紹介も兼ねまして、進捗状況について御報告をさせていただくというものでございます。

前後いたしますけれども、済みません、資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。

4ページがこのプロジェクトのイメージでございます。左下のほうにいわゆるこれまで頑張っておられる農業者の取り組み、「産業政策」として取り組んでおる

わけですけれども、これに加えまして右側の「農村政策」と書いておりますけれども、農村の魅力づくりの取り組み、これを今後は車の両輪として詰めていくということで、真ん中に楕円形でちょっと青く表示しておりますけれども、農山漁村、農林水産業のいろんな資源、農地であるとか水、暮らし、人、草原、環境、こういった資源を活用しまして、農業・農村のいわゆる多面的機能をしっかり発揮をしていくと、そして農業以外の他分野ですね、福祉であるとか教育、それから観光とか文化、こういったものに波及させていく、そういう取り組みをしっかりと推進していくということで、中山間地を中心にいたしまして、今後も持続可能な農山漁村も実現していきたいと、イメージとしてはそういうイメージでございます。

ただ、わかりにくいので、5ページのほうに具体的な取り組みの事例を紹介しております。例えば、この美しい農村景観の保全・創造といったような取り組み、これまでもイエロープロジェクトであるとか、棚田オーナー制度による取り組みであるとか、いろんな景観を保全する取り組みがなされてきておりますけれども、こういった取り組みをもっともっと広げていきたい。それと、真ん中にあります福祉との連携、農業の持つ癒やし力というのをもっともっと福祉のほうに役立てられないか、そういった取り組みをふやしていきたい。それと都市と農村の交流みたいな、都市が農村をしっかりと応援して支えていく、そういったような取り組み、こういったものをしっかりともっともっとふやしていきたいと、そういう思いのプロジェクトでございます。

資料1ページにお戻りいただきまして、そういった取り組みを進めるために仕組んだプロジェクトでございます。

ここで、1番の「里モンプロジェクトとは」というところの1行目の終わりから2行

目に、3つのテーマを今回は定めております。1つに、美しい景観の保全、創造、それから文化・コミュニティの維持、創造、内発的産業の創造、こういったものを進めるような取り組みをしっかりと応援していこうというものでございます。

2番目に、事業の概要ということで載せておりますけれども、まず最初に取り組みましたのが運動の構築、展開ということで、キャッチコピーであるとか、メディアを活用した広報等、そういったものに取り組みをいたしております。

この1ページの一番左の上のほうにありますちょっと薄い緑、黄緑色に白地の「くまもと里モンプロジェクト」というのがありますけれども、これがロゴマークでございます。その上に、ちょっと字が小さいんですが、「里の美しさを、未来へ、世界へ」というキャッチコピーでございます。これを今後はどんどん使っていきたいというふうに考えております。

それから2つ目が、補助事業の実施ということで、1つ目の丸に活動団体支援というふうに書いています。これが今回のプロジェクトの中心になる部分でございます。

先ほどの3つのテーマに沿ったいろんな取り組みを支援するというので、これも小さな取り組みからスタートをさせたいということで、いろんな形で、いろんな人たちがこのテーマに沿った取り組みを、失敗してもいいからやってみようと、そういったものをしっかりとこれで作り上げて大きく育てていきたいというふうなことでございます。1つのテーマで50万円までは定額補助ということにしておりますので、自己資金がなくても参加しやすいという制度にしております。

2つ目の丸は、市町村の支援でございます。これは20万までを定額補助としております。

それから3点目が、顕彰をやるというこ

とで、こういった取り組みの中でコミュニティ部門、それから個別部門、農山漁村の貢献部門と、3つの部門を定めて表彰をしていくというようなことを考えてございます。

2ページがその補助対象となる活動でございます。3つのテーマに対していろんな取り組みが考えられます。およそこの趣旨に合うようなものであれば対象になるということでございます。その一例を写真では示しております。

それから3ページが、先ほど紹介しました活動支援の今年度の採択の状況でございます。募集をかけましたところ、全部で157件の応募がございました。その中から、趣旨に沿っているかとか、実行性があるかないか、そういったものを審査いたしまして、今年度採択を89件としたところでございます。

2番目にテーマごとの採択件数ということを出しておりますけれども、済みません、ここでちょっと訂正をお願いしたいと思えます。

県北の欄ですね、まず県北というのを県央に訂正を願います。そしてその下の数字17を16に訂正をお願いします。それから、一番下の合計欄の28を27に訂正をお願いします。それと関連しまして、その次の列の県央のところを県北に訂正願います。その下の12を13に、合計欄の35を36に訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

美しい景観の保全・創造のテーマにつきましては、景観作物の植栽であるとか放棄竹林の整備とか、里山整備とか、そういったもので40件。

文化コミュニティにつきましては、障害者の癒やし農園であるとか、古民家での農家体験であるとか、伝統芸能の復活であるとか、そういった取り組みを含めて24件。

内発的産業につきましては、新商品の開発であるとか、朝市の開催とか、小水力発電の可能性の調査であるとか、そういったのを含

めて25件でございます。

それから、採択団体、まあ申請団体ですけども、ごらんとおり、任意組織から始まりまして、いろんな方たちといえますか、いろんな種類の団体等について申請をいただいております。

最後に、今後の展開方向につきましては、メディア広報を一生懸命展開していくということで、RKKのテレビ、ラジオを使って、3月いっぱい積極的に展開をしていきます。

まず、「週刊山崎くん」、これは10月30日に第1回目が放映されましたけども、第2回目の特集を2月ぐらいに予定しております。

それから、「夕方いちばん」で、毎週水曜日には45秒間のコマーシャル告知を行っております。

そのほかテレビ、ラジオ等で、プロモーションビデオを使ったスポット放送を3月まで行います。

最後に、プロジェクトの顕彰につきましては、3部門について2月ごろを予定で表彰していきたいというふうに考えております。

むらづくり課、以上でございます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので質疑を受けたいと思えますが、きょうはこの部屋はクーラーが入っておりませんので暑いと思えますので、上着を脱がれる方はどうぞ脱いでください。

それでは、質疑を受けたいと思えます。質疑はありませんか。

○西聖一委員 済みません、新規就農者の件について2～3お尋ねいたします。

まずもって、海づくり大会、皆さん本当に御苦労さまでした。皆様の活躍を見て、私達も参加させていただいて、頭の下がる思いで、無事終了したことをよかったと思えます。

その中で、地域別就農者数の中で、こと

し、去年、玉名はすごくふえています、新規学卒ならある程度の把握はできるでしょうけど、Uターンが非常に多いというのが特異的で、これは一過性なのかというのと、そのUターンですけど、受け皿が親元があるわけですけども、ほぼトマト農家と考えていいのかというのをまずお尋ねしたいと思います。

○國武担い手・企業参入支援課長 玉名地域につきましては、独自に新規就農相談会を開設されるなど、かなり取り組みをしていただいているところでございます。先ほど委員のほうからもお話がありましたように、トマトやミニトマトの施設園芸が盛んで、内訳を見ましても施設園芸のところが多い状況でございますので、そこが受け入れ先という形で大きかったものだと思っております。

○西聖一委員 ということは、やっぱり熊本は施設園芸が盛んでないと受け皿がないのかなというのが1つ感想があります。

それと、2ページ目で、農業法人等の新就職就農者の把握というのがあるんですけど、前年に比較して25年が49人ふえて329になっていますが、これは新規であって積み上げではないんですかね。それと、新規就農者はさっき337とは全く別数と考えていくと、年間で600人近い数就農したということになりますけど……。

○國武担い手・企業参入支援課長 農業法人等への雇用就農ということで、これにつきましても調査をしております。新規分ということでやった結果でございます。ですから、農業関係に就職されたということになりますと、329名とそれから337名を足した数という形になります。

○西聖一委員 それでいくと、これまでにないすごい成果であり、法人の就農もふえたと

いうことで、熊本県の伸び率としては本当に力強いと思います。

その中であと1点、私もずっと携わってきましたけど、青年農業者は、組織化というと4Hクラブ、通称4Hクラブですけども、私のところは多分400~500人で、今は150人ぐらいじゃないかと思うんですけども、そういう後継者の勉強会というのは、育成指導についてはこれと連動して何かされているんでしょうか。

○國武担い手・企業参入支援課長 今御指摘がございました4Hクラブについては、かなり実際のところ減少をしております。県内で大体300人弱ぐらいの数でございます。そういう中にありまして、新規就農者、それから若手ということで4Hクラブを引続き支援をいたしておりますし、別途御案内のとおり、熊本農業経営塾ということで、トップ農家を育成するというので、若手の方の育成もやっております。

○西聖一委員 数が確保できたので、これの育成というか充実が必要だと思いますので、普及センターでも頑張っておると思いますが、やっぱり4Hクラブというか、就農者をつかまえていってしっかり指導していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 私の地元には、天皇皇后両陛下おいでいただきまして、その中で放流事業が無事に終了することができました。目的であります「よみがえった水俣の海」も全国に発信できたというふうに思っておりますし、水俣病の歴史また記録についても、おとなしく発信できたのではなからうかなというふうに思っています、地元を初め担当の平

山課長、大変お世話になりました。また、関係各位に対しまして心から敬意を表したいと思っております。

その中で、この大会が開催されて、これからという思いがなくてはならないというふうに思うんですね。大会を終わったから、これまでやってきたことで終わるとかじゃなくて、これからさらに豊穰の海を目指すというか、そういった目的も持ってしかるべきかなというふうに思うんですけど、そこら辺の考え方というのは、部長として何かあるのであればちょっとお聞かせ願えればと思うんですけど。

○田代国広委員長 海づくり大会に関する…

○吉永和世委員 いえ、水産振興上、この大会を機に……。

○梅本農林水産部長 本当にいろいろとありがとうございました。放流会場、3会場ともかなりたくさんの方の参加をいただきましてうれしく思っております。

委員御指摘の点につきましては、9月議会の代表質問でも取り上げられましたけれども、やはりこれをスタートとして新たに別にきちっと、海の再生ということを位置づけて取り組んでいかなくちゃいけない、その第一歩だと思っております。

9月の代表質問へのお答えとして申し上げたのは、1つは、資源管理型の漁業、やっばり取り尽くしてかなり資源が減ってしまった、ここを漁業者の皆さん方今計画をつくって取り組んでいただいておりますので、これを何倍も加速化していかにかいかなと思っております。

それから、育てる漁業、栽培漁業ですね、そういった取り組みは放流も含めましてやっておりますけれども、これをさらに本格的に

てこ入れしていかなくてはいけない、こういった方向性を持っていきたいと思っております。

それからもう一つは、農業では6次産業化ということでもかなりやっておりますけど、付加価値を高める仕事でございますけれども、水産業においても付加価値を高めて漁業者の方の収入を上げていく、こういった柱立てを幾つかしまして取り組んでいきたいということで、今まさに検討を始めたところでございます。

皆様方の今後御意見を賜りまして、これを契機に水産振興をまた力強く展開していきたいと考えております。

○吉永和世委員 ぜひ、県だけではなくて各市町村、また漁業関係者、漁業組合等も一緒になって守り、あかをくむと、そういった意識を全体で持った中で取り組んでいくのが一番ベストかなと思うんで、また一つは、国とのパイプ役というか、県が果たす役割というのがあると思うんで、基本的な話は農林水は国家政策と思うんで、やはり国の力というのがある程度ないと、考え方に基づいて農林水産業というのはやっていかないと守ることもできないのかなというふうに思いますので、そこら辺の国との橋渡しというのは、ぜひ県のほうで積極的にやっていただければなというふうに思います。

もう一ついいですか。鳥獣被害で、鹿にしろイノシシにしろ頭数がふえていくんだと、子供を産むわけですよ。その子供をとる対策というのは何か特別に考えて、何かそういうのがあるんですか。あれば教えてもらいたいんですけど。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

子供だけを捕獲するという対策は特になくはないと思っておりますし、基本的には親子一緒にといて

ますか——を捕獲したほうがいいというふうな考え方はございます。実際親子でとれるとといったケースもイノシシ等ではあるようですが、子供だけというのは特に聞いたことがございません。

○吉永和世委員 猟犬というじゃないですか。猟犬ですかね、追っていくやつとか、猟犬がみずからとるといふのがあると思うんですけど、そういった活用というのをされているところも中にはあるんじゃないですか。この辺はどうか。

○小宮林業振興課長 林業振興課でございますが、以前自然保護課におりまして、そういう法令的なことをちょっと知識がございますので、今の御質問にお答えしたいと思っておりますが、鳥獣の保護法がございまして、猟犬だけにかみ殺すとか、そういうような猟法は禁じられておりますので、必ず飼い主がついて——追わせるのは結構です、そして鉄砲でしとめると、こういった猟法は認められておりますが、猟犬だけにかみ殺すというのは認められておりませんので、そういうやり方はしておりません。

○吉永和世委員 何というか、守るという意味でですね、今、農地がありますとか、農地を持っている方がこの農地を仮に守る、保護するという意味で猟犬を活用するというのもだめ……。

○潮崎むらづくり課長 追い払う目的でそういった犬を使うということで、例えば猿を追い払うという意味でのモンキー犬とか、そういったものは全国的に多少、幾つかやられているところもあるようですけれども、犬をうまく訓練したり飼いならしたりという手間暇とかもかかりますので、本県においてはそういう犬の、そういった追い払うための犬

の導入とか、そういったところまではまだ聞いていません。

○吉永和世委員 球磨郡にそがん、りっぱなDNAを持った犬がおるという話を聞いて、それをもらってきたところがすごく効果を発揮したという話を聞いたんですけど、そういう効果を出すようなあれがあるんだったら、そういった犬を育成するという、そういった考え方もあってもいいんじゃないのかなというふうに思うんですけど、すごく効果を出してくれたという話なんですけど、やっぱり狩りをするのではなくて守るという一つの考え方の中でやるということはどうかと思っておりますが……。

○潮崎むらづくり課長 全国的には多少事例もあるやに聞いていますので、そういったところを調査いたしまして、導入できるかどうかを含めまして検討をしたいと思っております。

○吉永和世委員 よろしく申し上げます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○泉広幸委員 新規就農関係と、あとは鳥獣被害について、2点お尋ねをしたいと思っておりますけれども、ここに農業参入企業とありますけれども、そこへの新規雇用者が94人と書いてありますけれども、その農業参入企業の形態ですかね、こういった作物というか、やはり園芸関係が多いんだろうと思っておりますけれども、それを1点。

そして、あと、イノシシの被害が63%と圧倒的に多いわけですね。それに比べて猿あたりが5%ということで、その報奨金あたりが、イノシシは8,000円、猿は3万円と言われたかね、そういうことで被害が圧倒的に多いイノシシあたりの報奨金はもっと考えられないのかなと。

そういう2点を。

○國武担い手・企業参入支援課長 参入企業への品目といますか、具体的に何をつくっているかというお尋ねをいただきましたが、やはり多いのは野菜でございます。施設園芸と路地野菜で大体過半、50%は園芸関係でございます。これ以外に米、麦等が20%、あとはキノコ類とか特徴的なものがございすけど、大きく言いますと野菜が半分、米・麦が20%、そういったところでございます。

○潮崎むらづくり課長 イノシシの単価、1頭当たり8,000円でございます。これは県と市町村と半分ずつということで、県の負担については担当が自然保護課となっているものですから、なかなかちょっと農林水産部ですぐするというわけにはいきませんが、そこは調整しながら進めていくことにしておりますが、8,000円について、この報奨金につきましては有害鳥獣の許可に対する捕獲に出ますので、通常の狩猟期間についてはこの8,000円は今のところ余り出ておりません。

ですから、これは市町村の許可次第なんですけれども、狩猟期間であっても有害鳥獣の許可を出して、有害捕獲という形をとってもらえればこの8,000円は交付できますので、今のところ単価を上げるというのは予算の関係もありますのですぐにはいかないと思いますが、その狩猟期間における捕獲についても、有害捕獲の許可を出して交付されていなかったイノシシに8,000円は交付するとか、そういったことで補うこともできるのかなと思っておりますので、そこら辺はまた市町村のほうにもそういうことを進めてもらいたいというふうなことで、市町村のほうにもお願いをしていきたいなとは考えております。

○泉広幸委員 それに関連してですけども、やはり今回の地域ぐるみの取り組みがあっ

て、少しは被害額も減ったということでありまして、地域によっては、高齢者ばかりでその対策ができない地域もあるわけです。そういった対策あたりは何か考えていないんですか。

○潮崎むらづくり課長 地域ぐるみでの対策がなかなかできないといったところもございすし、みんなそういったところでもって被害が広がってきているという側面もあろうかと思っておりますので、ちょっと冒頭に触れましたけれども、今度は捕獲の強化を、そういった集落とか市町村にまたがるような広域的な被害もありますので、もう少し広域的な捕獲を進められないか、そういったところを今後どうにか進めていきたいなということで、今現在検討をしているところでございます。

○泉広幸委員 よろしく申し上げます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二副委員長 新規就農者のことでお尋ねいたしますけれども、農業法人等への就農者の把握の状況ですね、これは緊急雇用も入るんでしょうか、あるいは1年で雇用が切れるような緊急雇用ですね。

それから、今就農者数の把握に努めておられますけれども、逆に1年後、あるいは2年後に離れられた方の把握はしてございますか。

○國武担い手・企業参入支援課長 今、委員の御指摘がありました御質問、お尋ねがありました点、まず把握の対象につきましては、農業法人等への雇用就農につきましては期限の定めのないということの方を、いわば定雇いといわれておる方を対象といたしております。

ですから、途中でやめられる方という形も当然出てまいります。ただ、申しわけありま

せんが、今までそういう形の把握をしておりませんでした。ただ、今後につきましては、その点は新規就農のほうも含めてでございますけれども、先ほど御説明しましたが、雇用のための青年就農給付金といった制度も出てきております。これらにつきましては、準備型については返還の義務があるといった点もございまして、これから組織として離職の状況についても調査していく形で進めていきたいと思っています。

そうならないように、継続的なサポートということを当然やっていきたいと思っておりますけれども、その中で事業をされる方についての調査も今後やっていきたいと思っております。

○緒方勇二副委員長 ぜひとも継続雇用につながるような、それがためにはやっぱり離農される、逆に途中でドロップアウトをされる方が、何ゆえに、どういうことで、その原因を把握しておくことは非常に大事だろうと思っておりますので、その点よろしくお祈いします。

それから、鳥獣被害でお尋ねいたしますけれども、今吉永委員のほうからもお尋ねがありましたモンキードッグの件もあります。あるいは泉委員のほうからもありましたけれども、一番被害の状況の多い山つきで、結局高齢化が進捗して本当に大変な状況であるわけですが、こういうところは柵の延長が1,400キロにも及ぶようなことも実施はされておられるんですが、逆にそういう地区だからこそ、先ほど吉永委員がおっしゃいました犬の放し飼いですね、押さえつけてしまう、あるいは追い散らす、そういう犬を育てることは大事だろうと思うんです。

そういうとり方はいけないというよりも、逆に特区にさせていただいてそういう集落の合意形成ができれば、そういったことも考えていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。その辺もし答弁があればひ

とつお願いします。

それから、わなの免許の問題ですけれども、よく農業者の方から地域ぐるみでやることは非常に大事だということは、皆さんここに来て十分おわかりになってこられましたけれども、免許を取るに当たって講習会とか、いろいろ助けをいただいておりますけれども、逆に農業者のほうで、自分たちに免許はないけれどもわなをかけさせてほしいという声が非常にたくさん寄せられてきます。

そして、実際かかったときに免許を持たれる方をお願いをしたい。わなを、あるいは銃砲を、火薬砲銃を撃たれる方は、ふだんのお仕事であられて土曜・日曜日がそういうことに回っておられますので、有害駆除という観点からすれば、農業者のほうで日ごろの見回りとか、そういうことをされて、わなの設置のほうも手ほどきを受けながらされて、免許がなくてもされた上で、とれたときは免許をお持ちの方に来ていただいて駆除をしていただくような方向で、国のほうは多分大日本狩猟会のほうと意見が合わずに壊れておるんでしょうけれども、実際は、最前線でおられる方たちはそのようなお考えなんですので、その辺の2点、どういうお考えを農政としてお持ちなのか、お答をいただければと思います。

○潮崎むらづくり課長 まず、モンキードッグの件でございますけれども、委員おっしゃったように、集落の合意でそういう取り組みを進めたいということでございますれば、一応国の交付金については、そういう犬を使った追い払いのための経費の助成というのもございまして、ですから、集落の合意というのがやはり前提にはなりますけれども……。それが1つ。

県としても、先ほど申し上げましたように、ほかの県のそういった事例等も調べまして、どういった形で進めた方がいいのかもちょっと研究をしてみたいなというふうに思っ

います。

それと、2点目の、農業者の自衛で、免許なくてもということにつきましては、現在は、誰か1人免許を持っている人と一緒にわなを仕掛けるというのは現実的に可能なんですけど、免許取得者が誰もいない状態というのが、今のところ法的に難しい状態。

これについては、国のほうにも今農業者が自衛のためにわなを仕掛ける分については、免許なくてできるように法改正してくれというような要望も機会あるたびにやっております。ですから、今はせめて誰か1人でも一緒になって、その方のわなの設置を農業者の方がお手伝いするみたいな形でやるということがぎりぎりの状況なんですけれども、県としては、今言いましたように、そこら辺がうまくできるように法改正ですね、そういったところの要望を続けていきたいというふうに思っています。

○緒方勇二副委員長 もちろん、飼い犬を放し飼いにしてはいけないということは誰しも知っておるんですが、高齢化になられて、晩の9時前には皆さんお休みになられるんですね、極端な話。地区全体が電柵とか、そういう形で柵をめぐらしてあるんですが、そういうところではかえって仕込まれた犬を放されて逆に追い散らす、そういうきちんとした訓練をした犬を育てることも重要なことというふうに思います。

単に、猿を追い散らすモンキードッグだけではなくて、イノシシに対しても鹿に対しても同様だと思いますので、どこかそういうところをつくっていただければありがたいなというふうには思いますので、ひとつ御検討方お願いします。

それから、わなの設置については、そういう中山間地の組織が、自分たちで何とか農地を守っていこう、ここで踏ん張り切らないと平野部へ出るんだという思いの中で、私たち

でもわなを掛けられるんですと言われる方がたくさんおられますので、ひとつそこは国においても当然お願いもされているというお話ですが、もうちょっと柔軟なお考えを持たれたほうがより効果が上がるんじゃないかなというふうに思います。

5億2,000万の被害額ですけれども、全体の算出額からすればやはり減っているんじゃないかと、全体の算出額が減ってきた状況において5億2,000万ですから、私は全然減っていないだろうというふうに認識しておりますので、その辺ひとつよろしく願いしておきます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○村上寅美委員 これは誰がつくったつね。3ページの3番目、「人間本位に考えていませんか？」と書いているだろう。この3つば読んでごらん。今のにもちょっと関連するけど、24時間態勢で追い払うことはできぬから、人間も限界があるから、だからこれは人間本位に考えないで、誰、サル本位に考ゆつと。言葉がたい。人間本位に考えずにあんた——愛鳥ば殺しよるとか、愛犬ば殺しよる話ならば別だけど、被害があるから、害鳥とか野鳥を被害があるから何かしなけりゃいかぬのに、人間本位に考えずに誰本位に考えるのか。

それからもう1点。ミカンのどっかあったが、これは俺はよく河内で読んだけど、後ろのほう、これはどこか知らぬけど、ミカン園ば囲うとる、ずっと金網でね。これはここはできないけど、かかってないのはよそに行けというふうな話なんだよ。だから、抜本的解決には私はならないと思う。

だから、君も考えた上つくったんだろうと思うけど、やっぱり現地の実態に合うような、さっきもちょっと関連して言ったけど、法を犯せとは言わぬけど、現地に合うような

やり方をしないと、ペーパーでこうして言って、現地がどうなるかということたい。果樹なんかは最大に荒らされとるでしょうが。真剣なんだよ、これは。

そっちは山林だろう。山林も松村昭さんからよう聞くけど、それもだけど、うちあたりも、県議、どぎゃんもならぬとばいたていう話がしょっちゅうあるわけたい。おるもどぎゃんならぬわけたい、しきらぬけんね。俺も余り要領わかっとならぬから。

だから、人が余つとるなら別だけど、抜本的改革ということ、法に触れない抜本的な改革は何があるかと。それが年間2腹も3腹も産むてだんね。だから、少々とってもふえるほうが金峰山あたりは多いというわけたい。おれは現実に集落から言ってくる話を今言っていることであって、実際関係は俺はない。

ただ、私のところはミカン山のど真ん中だけど、今は家内がおらぬから、家内が夕方こわいて言うて、イノシシが出て。集落——集落というか山の一軒家だけん、そんなふうにおりてきているというふうなこともあるから、「人間本位」のところを、問題があればああたが考えれば聞きたいね。

○潮崎むらづくり課長 委員おっしゃった手引の3ページの「人間本位に考えていませんか？」という部分につきましては、本来この下に、「人間はこう考える」というところで3つほど、「ハンターなどの専門家に任せれば安心」とか、「耕作する農地さえ守れば大丈夫」だとか、「わなを設置すれば大丈夫」だとかいう、こういう考え方は少し問題なんですよというのをちょっと言いたかった部分でございまして、「人間本位に考えていませんか？」という表現が、そういう逆説的などころであれば、ここはちょっとまた表現は…

○村上寅美委員 害鳥のことも考えてみれて……。 (笑声) これはおかしな話だよ。

○潮崎むらづくり課長 今後は検討させていただきたいと思います。

○村上寅美委員 そう思ったから、関連で。以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

その他に入りますが、その他で何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第6回農林水産常任委員会を閉会します。

午後2時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長